

スキルアップ研修 ～罪に問われた障がい者支援を考える～

近年、罪に問われた障がい者に対する刑事司法のあり方に対する意識は高まりをみせ、司法・福祉の各分野において、社会復帰と地域生活を支えるための様々な取り組みが進みつつあります。

愛知県弁護士会では、罪に問われた障がい者に対するよりよい支援のあり方について、弁護士と福祉関係者の方がともに考えるための研修を企画しました。本研修は、前半の講義部分で、刑事司法制度の基礎的な仕組みと関係各機関の取り組み状況についての講義を行い、後半部分では、架空事例を使って福祉関係者の方と弁護士とがグループ検討を行うことを予定しております。日頃から罪に問われた障がい者支援に積極的に取り組まれている方はもちろんのこと、これまで支援に携わった経験の少ない方のご参加も歓迎致します。是非ご参加ください（なお、会場の都合上、先着100名様までとさせていただきます。）

第1部 講義 13:00～14:30

- ① 刑事手続の概要 講師：弁護士 山本律宗氏
- ② 地域生活定着支援センターの概要 講師：愛知県地域生活定着支援センター 相談員 眞谷誠氏
- ③ 名古屋地方検察庁の取り組み状況 講師：名古屋地方検察庁総務部検事 中村葉子氏
- ④ 愛知県弁護士会の取り組み状況 講師：弁護士 高森裕司氏

第2部 事例検討会 14:40～16:00 架空事例のグループ検討・発表

日時

平成29年7月11日(火) 13:00～16:00

場所

愛知県弁護士会館 5階ホール
住所：名古屋市中区三の丸1-4-2

参加費

無料

お問い合わせ先

愛知県弁護士会（担当：可見）
電話(052)203-1651(代)



申込方法

下記回答書を弁護士会事務局第2課業務・広報係宛て(FAX:052-204-1690) F A Xにて送付してください。（申込期限：6月30日(金)）

回答書

7月11日(火)の障がい被疑者等支援研修に 出席 します

所 属：_____

お 名 前：_____

※複数名ご参加頂ける場合には、すべての方のお名前をご記入ください

ご連絡先： [TEL] _____ [FAX] _____